

令和7年度女性向けデジタルスキル講座開催・キャリア支援業務 「デジタルスキルコース」 仕様書（案）

1 委託業務名

令和7年度女性向けデジタルスキル講座開催・キャリア支援業務
「デジタルスキルコース」

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）

3 業務の目的

青森県内における性別役割分担意識の解消に向けて、県内女性の経済的自立を促すとともに、女性の就労割合が低いというデジタル分野におけるジェンダーギャップを解消するため、地方で稼げるスキルの一つとしてデジタルスキルの習得を促進する女性向けデジタルスキル講座「デジタルスキルコース」の開催及びキャリア支援を行うこととし、これらに係る業務を委託するものである。

4 委託業務内容

（1）業務内容

① 県内女性を対象としたデジタルスキルコース講座の企画・実施

ア 対象者

- ・対象者は、県内在住の18歳以上の女性（学生は除く）で、パソコンやオンライン環境を自分で準備できる者とする。就労・未就労の別は問わない。
- ・募集定員は15人以上

イ 講座の内容

- ・講座の実施期間（インターンシップ期間を除く）は5か月以内
- ・オンラインによる学習（オンデマンドを含む）を基本とし、オンラインまたはオフラインによるスクーリングを月1回以上行うこと。（初回と最終回については、会場で対面形式での開催とする。）
- ・ウェブ広告の効果的な運用方法及びデジタルマーケティングのスキルを習得できるプログラムとすること。なお、Web デザインなど他のデジタルスキルのカリキュラムを追加で設けても構わない。
- ・デジタルスキルを学んだことがない者でも習得できるプログラムとすること。
- ・未就労者に対しては就労につながることを意識したプログラムとすること。
- ・リモートワークに必要な基礎知識やインターネットに関する基礎知識に関するプログラムも盛り込むこと。
- ・スクーリングの開催日時によっては、受講できない参加者がいることも想定されることから、一定期間 YouTube 等で講座の動画を限定公開すること。
- ・受講者のモチベーションを維持し、途中離脱を防ぐための工夫をすること。

ウ 修了者に期待するレベル

- ・リモートワークなどオンライン環境で仕事ができる。

- ・ウェブ広告（SNS 広告、リスティング広告、ディスプレイ広告、YouTube 広告など）の効果的な運用方法を知っている。
- ・マーケティング結果を基に、企業等に対して簡単なプレゼンテーションを行うことができる。

② 受講希望者説明会の実施（2 回程度）

- ・最後まで受講することが可能な者かを確認すること。
- ・今後も青森県に住民継続する意思があるかを確認すること。

③ 受講者の習熟度の測定

④ インターンシップの実施

- ・修了者のうち希望者に対してインターンシップを実施すること。
- ・実施期間は2か月程度
- ・インターンシップを行う事業所等を手配すること。

⑤ 受講者を対象としたキャリア形成支援

- ・講座実施及びインターンシップの期間中に、就労などに向けて、キャリアコンサルタントによるキャリア相談など、キャリア形成支援を行うこと。

（2）業務スケジュールの想定（講座実施期間が5 か月の場合）

具体的なスケジュールは、発注者と受注者が協議の上、決定する。

- ・受講者募集 令和7年7月
- ・受講希望者説明会 令和7年8月
- ・講座の実施 令和7年9月～令和8年1月
- ・インターンシップ、キャリア形成支援 令和8年2月～3月

（3）定期報告及び打合せ

- ・毎月、前月分の実施状況を報告すること。
- ・必要に応じて随時 Web 会議などにより打合せを行うこと。

5 成果品及び納品場所

（1）成果品

業務完了報告書（業務の実施状況のほか、業務全体の成果や課題についても記載すること）

（2）納品場所

青森県こども家庭部県民活躍推進課

6 著作権について

成果品に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、青森県に帰属するものとする。また、正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承したのに対し、原則として著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

なお、成果品は、青森県が作成するホームページや各種情報提供媒体、行事イベント等

に随時使用、複製できるものとする。

受注者は、成果品が第三者の著作権、その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

7 その他

- ・開催告知及び受講生募集に係る広報は発注者が行う。(受注者が実施することを妨げるものではない。)
- ・受講申込フォームは発注者が用意する。
- ・本仕様書に定めのない事項については協議の上決定する。